

令和4年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和4年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月1日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和3年度中川村一般会計補正予算（第9号）〕
- 日程第 5 議案第 1号 中川村行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 中川村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8号 中川村年金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9号 中川村農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 11号 中川村高齢者憩いの家等の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 12号 中川村辺地対策総合整備計画の変更について
- 日程第 17 議案第 13号 令和3年度中川村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 18 議案第 14号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 19 議案第 15号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 20 議案第 16号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 21 議案第 17号 令和3年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 22 議案第 18号 令和3年度中川村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 23 議案第 19号 令和4年度中川村一般会計予算
- 日程第 24 議案第 20号 令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 21号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 22号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 23号 令和4年度中川村水道事業会計予算
- 日程第 28 議案第 24号 令和4年度中川村下水道事業会計予算

出席議員（9名）

- 1番 片 桐 邦 俊
- 2番 飯 島 寛
- 3番 松 澤 文 昭
- 4番 大 原 孝 芳
- 5番 松 村 利 宏
- 6番 中 塚 礼次郎
- 7番 桂 川 雅 信
- 8番 柳 生 仁
- 9番 (欠員)
- 10番 山 崎 啓 造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 村長 | 宮 下 健 彦 | 副村長 | 富 永 和 夫 |
| 教育長 | 片 桐 俊 男
(午前欠席) | 総務課長 | 中 平 仁 司 |
| 地域政策課長 | 松 村 恵 介 | 会計管理者
住民税務課長 | 半 崎 節 子 |
| 保健福祉課長 | 眞 島 俊 | 産業振興課長 | 宮 崎 朋 実
(午後欠席) |
| 建設環境課長 | 小 林 好 彦 | 環境水道室長 | 松 澤 広 志 |
| 教育次長 | 桃 澤 清 隆 | 代表監査委員 | 岡 田 俊 彦 |
| 監査委員 | 飯 島 寛 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井 原 伸 子
書 記 座光寺 てるこ

令和4年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和4年3月1日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまでございます。

花の便りが聞こえてくる時期になりました。春がすぐそこまで来ています。

しかし、オミクロン株の拡大により第6波が到来し、感染者は累計3万人以上になっています。新規感染者は徐々に減少しているものの、終息の出口はいまだ見えません。コロナが終息し以前のような日常に戻ることに、そしてみんなが安心して暮らせるよう願うばかりであります。

さて、今議会は中川村の新年度事業に係る予算を審議する定例会であります。将来を見据えながら、中川村のあるべき姿について皆様の闊達な御議論をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年3月中川村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 おはようございます。

令和4年中川村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり御多用の中、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染につきましては、昨年まで主体でありましたデルタ株の第5波のパンデミックが収まりを見せたものの、昨年末から日本への入国者が持ち込んだと思われオミクロン変異株は、その感染力の強さから瞬く間に感染拡大して第6波のパンデミックを引起し、終息のめどがいまだ立たない状況にあります。

2019年12月8日にWHO発表の初めての新型コロナウイルス感染者が確認されて以来、日本においては500万人を超える感染者、2万3,600人以上の亡くなった方、そして長野県は3万人を超える感染者がでておりまして、140人以上の方が亡くなっております。中川村におきましては、17人の感染者、幸いなことに亡くなった方はいらっしゃいません。こういった数字に表れる感染者総数、死亡者となっております。

村は、3回目の集団接種を65歳以上の高齢者の皆さんを優先して、望岳荘を会場にして1日200人まで接種できる人的体制をもちまして、2月14日を初日にして週4日、800人まで接種可能な態勢を取って進めてまいりました結果、2月中に65歳以上の高齢者と一般の方を合わせて1,604人が接種を終えております。

ただ、200人の方を時間に分けて受付し、スムーズに接種ができますよう態勢を取ってきたところでございますが、接種後の経過観察の15分の時間を含めて待ち時間が

長くならないように配慮してきたつもりでありますけれども、初日には接種者が早めに来られたために、寒い中、望岳荘の玄関で待つという長蛇の列になってしまいました。立ちっ放しのために後で体調を崩されたという方もいらっしゃるようであります。非常に反省をしております。

以後は皆さん時間どおりに大体来ていただけるようになっておりますので、30分程度で済んだという方もいらっしゃいました。

今日から65歳未満の方の集団接種を引き続き進めてまいりますので、この教訓を大いに生かしていきたいというふうに思っております。

長野県知事は、蔓延防止等重点措置適用の要請判断基準であります確保病床使用率35%を超えることがこのたび確実になったということで1月27日から2月20日の期間で蔓延防止等重点措置の適用を要請し、国はそれにのっとなって要請のありました21道府県に対して適用を決定してきたところであります。

2月18日には、感染者が高止まりのまま病床使用率も下がらないこと、年度末の人の動きが再び活発になる前に感染抑制を確実にして社会経済活動への影響を最小限にすること、高齢者施設や学校など感染事例が多い場所の対策を引き続き強化するために、東京都などと日をそろえて3月6日まで期間の延長要請を行い、ただいま延長決定となっておりますけれども、3月6日まであと残すところ5日でありますので、政府が次の判断をどういうふうにするのかと非常に注目されるようになっております。

今申し上げたとおり、長野県を含む15道府県は3月6日までの期間の蔓延防止等重点措置を決定しておりますけれども、併せて、政府は入国制限をしておりました外国人等の1日3,500人を5,000人までに拡大するという、現在、水際対策の緩和措置を取っておるところでもあります。

県としては第5波の収束に合わせて観光支援を行っておりますけれども、1つ、県民の県内旅行を促す「県民支えあい 信州割SPECIAL」を昨年10月から開始し、2つ、隣接4県からの県内旅行者にも適用を拡大してまいりました。こうした対策を講じたことで観光・宿泊業につきましては11—12月にかけてかなりの業績の回復に貢献があったということでございます。これは望岳荘の月ごとの損益計算書からも見て取ることができました。

しかしながら、1月に入ってから感染爆発で宿泊客のキャンセルが相次ぎまして、中川観光開発としましては、県の飲食店の営業の指針に沿いまして村民限定での入浴、テークアウトに限り、現在も営業を続けております。

近隣の宿泊業者も同様の状態でありまして、営業をでき得る限りに縮小しつつ公的な支援を待つなどしているというのが現状でございます。

令和4年2月17日発表になりました内閣府の月例経済報告によりますと、総論として「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」、先行きについては「感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。」と、そういう経済分析を行っております。

また、2月15日に発表になりました2021年10—12月の四半期の実質GDP速報値であります。2021年7—9月の前期比、年率換算しますとプラス5.4%と、前期はマイナス3.6%でありましたが、プラス成長となったところであり。これは、外食・宿泊といった対面型サービスを中心にして個人消費が前期比で2.7%の高い伸びになったこと、また半導体不足などによる減産体制の緩和などで輸出が1.0%程度増加したことが成長率を押し上げたというふうに分けておるところであります。

しかし、オミクロン株のパンデミックで蔓延防止等重点措置が36都道府県に及び、持ち直しました個人消費が再び減少に転じ、実質GDPは前年比で年率マイナス0.4%と急減速することが予想され、感染終息が見いだせないままに、このまま行動制限が長期化すればマイナス成長も十分に考えられるということで、日本経済にとっても先行きが楽観視できない事態となっております。

2月24日でありますが、ロシアは近隣のウクライナに対しまして一方的に軍事行動を起こし、数百発のミサイルを撃ち込み、軍事施設を破壊しつつ首都キエフをはじめとする都市を包囲し、制圧せんとする暴挙に出ています。

日本を含む世界各国はロシアによるウクライナへの侵略を批判し、国連総会の場でロシアの撤退を求める決議を上げていくようであります。

世界各地で、またロシア内部でもロシア軍のウクライナ侵攻に反対する市民の大規模デモが起きておりました。直ちにロシアの休戦と撤退を求めると、そういう一致点で世界が動いているというふうに分けております。

力による現状変更は、国際法上、認められないこと、金融を中心に経済圧力をロシアに対して科するということが日本も表明したところであり、大国ロシアのウクライナ侵略事態を取って東アジアに目を転じてみますと、日本はアジアの大国の進める領海侵犯などに対抗して第一列島線と言われる南西諸島の島々に防衛施設を造りこれに対峙するよう現在進んでいるわけであり、列島住民の安全を第一に置いて、武力衝突とならないように、外交による問題解決こそが最も重要であると改めて感じておるところであります。

さて、本議会で御審議をいただきますのは、まず専決をいたしました一般会計補正予算（第9号）について報告をした後、条例案件10件、一般案件が2件、令和3年度一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案が6件、令和4年度の一般会計予算案をはじめとする特別会計及び事業会計が6件、合わせて24件の議案を提案いたします。

定例会最終日には、監査委員の選任についての提案ほか、国家公務員給与改正法の国会での可決成立という事柄に連動いたしまして一般職の職員、会計年度任用職員及び特別職の職員で常勤、非常勤の者の給与、報酬に関わる議案の提案もさせていただきますように考えております。

新設する条例、現行条例の一部改正に係る提案の主要なものは既に議会全員協議会におきまして事前に御説明をいたしましたけれども、3点、改めてお願いを申し上げたいと思います。

第1に、情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例でございます。村民の皆

様からの各種の申請等に対して、本人確認を行うことを前提に電子申請を可能とするデジタル化の基本を定めるものでございます。今後、村でのデジタル化を進めていく基本条例に当たるものであります。

第2に、いろんな世代が村議会議員になり、行政にその世代なりの声を反映して村政を動かしていく、それには報酬の体系を根本から見直すべく議会から議論が始まり、議員報酬の体系を再検討するよう私に対して要請を受けまして特別職等報酬審議会に諮問し答申をいただいた要点をまとめ条例案として提案するものでございますが、条例案は非常に重要なもので、かつ斬新な報酬体系となっております。中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案がそれでございます。

第3に、消防庁長官の通知にありますように、消防団員の年報酬を引き上げるべきとの勧告を受け、これまた村消防委員会で年報酬の在り方を議論いただき、答申を尊重して団員の年報酬を引上げ、併せて出動報酬日額等を改定するものでございます。

また、令和3年度一般会計及び特別会計等の補正予算の議案は、補助金額等の確定及び事業費等の確定により不用額を整理し、また予算計上した事業費を翌年度に送るための減額を要するなどの内容となっております。

令和4年度一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算につきましては、提案説明を令和4年度施政方針で改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

多くの議案提案でございますが、慎重なる審議を賜りまして御承認いただきますよう重ねてお願いし、議会開会としての御挨拶とさせていただきます。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により4番 大原孝芳君及び5番 松村利宏君を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

（大原 孝芳）では、過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に配付されている定例会の予定表のとおり、本定例会の会期を本日3月1日から3月18日までの18日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第1号の承認案件、議案第1号から議案第10号までの条例案件、議案第11号及び議案第12号の一般議案、議案第13号から議案第18号までの令和3年度各会計補正予算、以上については、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて、議案第19号から議案第24号までの令和4年度各会計予算については、上程から提案理由の説明、質疑までをお願いします。質疑の後、予算特別委員会を設置し、特別委員会付託としていただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度各会計予算の村の方針に関する質疑については、本日の質疑の中でお願いします。

3月2日は議案調査とします。

3日は常任委員会の日程としますので、その中で陳情の付託案件の審査をお願いします。

4日及び7日は議案調査とします。

8日及び9日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

質問者の質問順、質問日の割り振りについては2日の通告締切りを待って決定し、当日の日程でお知らせします。

全員協議会については、9日の一般質問終了後及び18日の本会議終了後に行っていただく予定です。

10日11日及び14日は特別委員会の日程としますので、その中で令和4年度各会計予算の審査をお願いします。

15日16日及び17日は議案調査とします。

最終日の18日は、午後2時から本会議をお願いし、令和4年度各会計予算の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、次に議案第25号から議案第28号までの条例案件、議案第29号の人事案件の質疑、討論、採決を行います。

引き続き陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から3月18日までの18日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの18日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る12月定例会において可決されたコロナ禍による米価下落の対策を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和3年度中川村一般会計補正予算（第9号）〕

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 承認第1号 令和3年度中川村一般会計補正予算（第9号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症第6波の影響を受けている飲食店等事業者に対して県の交付金を活用して緊急的な支援を行うもので、2月18日付で専決処分を行ったものであります。

議案書、第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ380万円を追加し、総額を45億2,570万円とするもので、款、項別の補正額及び補正後の予算額は第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細書、歳入から御説明をいたします。

5ページを御覧ください。

17款 県支出金は、県の第6波対応事業者支援交付金の事業者直接支援分で、県から内示のあった380万円を計上いたしました。

続いて歳出であります。6ページ、7款 商工費、商工振興事業は補助金650万円の追加で、新型コロナ蔓延防止等重点措置の発出に伴い影響を受けている飲食店及び関連事業者等に対する緊急支援として、事業所の規模、県協力金の有無等に応じて10万円～50万円を交付するものであります。

7ページ、14款 予備費を270万円減額し予算の調整を行います。

以上、御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第1号 中川村行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第1号について提案説明をいたします。

提案理由は、村民、事業者等から村の機関に提出される各種書類における押印欄及び署名を求めている記述があるものについてその必要性を点検し、見直しを行うことによって行政手続の簡素化を進めるためであります。

この条例は集合条例で、3つの条例を改正いたします。

第1条では、職員のサービスの宣誓に関する条例中、様式に「印」とある箇所を削除。

第2条は固定資産評価審査委員会条例の改正で、審査申出人に押印を求めている第4条第4項を削除するとともに、第8条第5項で口頭審理の際に委員と書記とに署名、押印を義務づけている規定を削除。

第3条では、火入れに関する条例中、様式に丸印とある箇所を削除いたします。

改正条例の施行は本年4月1日からいたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 中川村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第2号について提案説明をいたします。

提案理由は、押印等の見直しによって署名等が必要な手続等を整備することと併せて電子申請等の手続等を行うために必要となる事項を整備して情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、既存の条例を全面改定するためであります。

現行の条例は、行政手続には押印が必要であるという前提の下に、電子申請に当たっては全て電子署名を用いることとしていますが、第1号議案で説明いたしましたとおり実印を用いる手続以外では原則として押印は不要としていきますので、電子申請の場合でも電子署名を使わない手続を可能とし、併せて電子決済を可能にするように改正いたします。

主な改選点は以下の4点であります。

第3条では、署名等に代わる本人確認の方法としてマイナンバーカードを規定すること及び手数料や使用料の納付にクレジットカードやQRコードなどでの決済を可能にすることの2点。

第8条では、マイナンバーカードを利用した申請等の場合は添付書類を費用にできること。

第9条では、全ての方がICT活用による便益を享受できるよう必要な施策を講ずること。

以上の4点であります。

改正の条例の施行は本年4月1日からいたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 私は賛成の立場で討論をします。
私は、令和3年9月定例会一般質問で、国が考えている行政のデジタル化に対応するため村独自の行政のデジタル化を進めるための検討を開始すること、行政のデジタル化の目的は住民の利便性向上と行政運営の効率化である、具体的には高齢者、障害者、弱者が取り残されないようにするように簡単に使用でき安価でなければならない、今後5年以内に市町村でも行政のデジタル化に対応することが求められている、各家庭に端末を整備するための支援、端末運用の支援、地区でデジタル化が使用できない方への支援体制の整備、住民が行政のデジタル化に取り残されないようにするためには村の社会教育でICT支援員養成教育を行うことを提案しました。

村は、今回、中川村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定し、情報通信技術を活用した行政の推進により村民生活の向上に寄与することを進めることとなります。

情報通信技術の利用のため、能力等における格差の是正について規定していること、各地区会館に情報通信環境整備としてWi-Fiを整備するとともに、社会教育としてスマホの使用に関する教育を行ったりすることを歓迎します。

今後は、行政のデジタル化の推進のために村民への説明、職員の資質向上や意識改革を計画的に進め、村の活性化、人口減少対応、防災・減災に役立つことを期待し、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第3号について提案説明をいたします。

提案理由は、議員報酬に年代別の加算を行うためであります。

本件につきましては、去る2月18日の議会全員協議会において説明申し上げておりますので、この場では条例の改正点のみの説明とさせていただきます。

改正点は、議員報酬の額を定めている第1条に次の3項を加えるものであります。

第2項では、4月1日の年齢に応じて職責ごとに表に掲げる金額を第1項の金額に加算した額をもって議員報酬の月額といたします。

第3項では、第1項及び第2項に規定する議員報酬については令和8年3月——今年が改選の年でありますのでその次の改選年の3月までに見直しを行う旨の規定をいたします。

第4項では、第3項で行った見直しはその後4年以内に継続して行っていくことを規定いたします。

改正条例の施行は、次期議会議員の任期が始まる本年8月24日からといたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、今回の議員報酬に関する条例改正案に対して賛成の立場から意見を述べます。

私は、まず昨年9月に村議会より村長へ提出された議員報酬引上げ等に関する要望書に対して行政及び諮問を受けた特別職等報酬審議会の委員各位が的確にこの内容を御理解いただいたことに深く敬意を表したいと思います。

議員報酬について議会内部での議論はかなり以前から話が進められてきておりましたが、議員報酬検討委員会として具体的な内容検討を始めたのは一昨年——2020年7月13日からでした。それ以来7回の検討委員会を重ね、他町村の調査も行いつつ、一昨年11月から「議会だより特集号」を4回発行し、昨年は村民アンケートの実施に併

せて解説版を発行し、アンケート結果が集計されてからはその結果報告と議会の見解を述べた「議会だより特集号」を2回発行いたしました。

議員報酬の改定は村民の理解なくしてあり得ないものであり、議会からの情報は議会の現在の条件を生かして可能な限り提供できたものと考えております。

議会は行政の施策をチェックするとともに、行政と連携しながら村民のための多面的な施策の展開を推進する機関であり、村民の中から多様な人材が集まっていることが必要になっております。

特に現役世代が村の将来に関与することを考えると、経験のある高齢議員と現役世代議員の共同作業が議会としてどうしても必要となっています。

しかし、町村議会の議員報酬は全国的に現役世代が生活できるレベルにないにもかかわらず、現実には地方自治法204条で議員に対する扶養手当、若者手当などは規定されていないため支給できないという法の壁がありました。このことから、町村議会議員の議員報酬等の在り方検討委員会でも長く議論が続いておりました。

しかし、今回、条例改正案に示された議員報酬を年齢区分に応じて加算する制度は、法改正がなくても実質的に現役世代議員が誕生した際の生活を保障する手だてが実現するという点では全国的にも画期的な出来事であると考えます。

現役世代が議員に立候補するには、年金や健康保険など、制度的にはまだハードルがあり、奉仕の問題だけでは解決しないことが多いのですが、若い世代の方々が議員に出ていただける1つの景気になるものと考え、条例改正の賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 中川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第4号について提案説明をいたします。

提案理由は、特別職の職員の給与について特例を定めるためであります。

特例の内容は、村長の給料について令和4年4月から令和5年3月までの1年間、本則の規定に関わらず100分の5に相当する額を減ずることを附則第14項に定めるものであります。

改正条例の施行は本年4月1日からといたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 日程第9 議案第5号 中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第10 議案第6号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 以上2議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題と思いますが、御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第5号及び日程第10 議案第6号を一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、まず議案第5号について提案説明をいたします。
 提案理由は、消防団の団員の報酬を引き上げることと、併せて任用に関する規定を整備するためであります。
 本件につきましては、去る2月18日の議会全員協議会において説明申し上げておりますので、この場では要点のみの説明とさせていただきます。
 主な改正内容ですが、まず報酬に関しては、第3条で団員を一般団員と機能別団員——これは特別消防団員と特別女性団員であります——とに区別をし、第10条で報酬等の額をこの条例に明記いたします。
 報酬の額については、令和3年4月の消防庁長官通知に準じて決定をいたしました。
 また、併せて第3条では任用要件等の表現を変更、第5条では住所要件によって身分を失う規定を廃止、第7条に休団制度の創設、第9条に服務に関する遵守事項の条を統合、補足して規定を行います。
 改正条例の施行は本年4月1日からといたします。
 続きまして、議案第6号について提案説明を申し上げます。
 提案理由は、本条例に規定をしております消防団の団員の報酬を議案第5号の消防

団員の定員及び任用等に関する条例のほうに規定をすることに伴いまして、本条例から当該部分を削除するためであります。
 改正内容は、別表中の消防団の項全体を削除するものであります。
 改正条例の施行は本年4月1日からといたします。
 よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) 今回の条例改正につきましては、減り続ける消防団員の処遇改善に向けて総務省の消防庁が「消防団員の処遇等に関する検討会」からの答申を受けて消防団員の報酬を実質的に引き上げるよう全国の自治体に通知したことによりまして今回の条例改正につながったものと考えます。
 この条例改正につきましては、消防団員の処遇改善に寄与することになり、賛成をしますが、消防団活動の在り方の中で一番重要なのは、やはり団員の減少に歯止めをかけることだと思います。
 消防団組織の在り方、あるいは消防団活動の方向づけ、消防団改革等につきましては、一昨年から1年余をかけて議論を行ってまいりました。災害の多様化や激甚化、団員数の減少で団員一人一人の危険性が高まった上に、訓練等により休日も潰れるため若者に消防団活動が敬遠をされております。
 消防団に関する条例、規則、協定は有機的に結びついております。全ての条例、規則、協定の見直しをしないと団員確保にはつながらないと考えます。危険を伴う活動のため訓練に厳しさが伴うのは理解できますが、団員の精神的あるいは肉体的負担の軽減を図るためにも、消防団に関する全ての条例、規則、協定の早急な見直しを行い、団員の待遇改善が図られることを要望といたしまして、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。
 これから採決を行います。
 まず議案第5号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第6号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 〔賛成者挙手〕
 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
 について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第7号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

例規集は第1巻2051ページからになります。

今回の条例改正は、昨年、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び政令等の改正後、地方税法の一部を改正する法律及び政令等が公布され、上位法令の改正を受け中川村国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

主に法律・政令改正に合わせた改正で、所用の規定の整備であります。

第23条は国保税の減額に係る改正であります。第2項を新設し、被保険者の均等割額で未就学児について課税額を半額に減額する改正であります。

施行期日は公布の日及び令和4年4月1日からであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 中川村年金給付条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第8号 中川村年金給付条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

例規集は2巻の547ページからであります。

提案理由は、給付の対象及び年金額の拡充を行い福祉の増進を図るためであります。

本案は、年金給付条例の中で定めておりました児童を養育する母子家庭のみに給付していたものを父子家庭も含めた独り親世帯に拡充し、年7,000円だった給付金額を高齢者の該当者と同額の年1万円に増額するものであります。

この改正により、重度心身障害者への給付金額も併せて改定となります。

施行期日は公布の日からとし、令和4年度の給付から適用するものであります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 中川村農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定
 について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第9号について御説明いたします。

提案理由は、中川村農産物加工施設を指定管理から除外するため本案を提出するものであります。

農産物加工施設については、平成28年10月1日より特定非営利活動法人やらまいかが指定管理者として5年6か月の間にわたり管理運営に当たってまいりました。

このたび管理運営協定の満了をもって「やらまいか」としての指定管理は終了し、この4月以降は村の直営施設として管理を行ってまいります。

指定管理者とは、食品衛生法の高度化や機械操作の煩雑さなどにより想定していた収益が見込めないなどの理由によりまして再度の締結には至りませんでした。

今後は村の直接管理により機械操作の見直しや食品衛生法に適した施設の管理を進め、併せて近接する農業観光交流センターとの連携を図りながら施設の有効活用と高度化した衛生管理であるHACCPに準じた管理を進めてまいります。

平成22年に開所し12年が経過した農産物加工施設では、機器の更新や作業の担い手不足など多くの課題が見られます。村の直接管理を契機として、今後の施設の在り

方について再検討すべき時期と認識をしております。

改正内容につきましては、第4条の見出し中「指定管理者による管理」を「管理」に改め、同条第1項を「加工施設の管理は村長が行い、その経費は村費、その他の収入をもってこれに充てる。」に改める。

第7条 使用料については別表のように定める。

以上のように指定管理者と使用者の責任を明確にし、使用に関する細部を定めるほか、その他必要な事項を改めます。

改正条例は本年4月1日から適用をいたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番

(松村 利宏) 内容はよく分かりました。何でこういうようになったのかなあというのは理解することができましたが、やはり農産物を生産している住民の方からは、ここで加工して売るとするのは非常に高い、それから幅広いニーズがあると思います。したがって、やはり住民がタイムリーに安く加工できるという体制を——今の「やрмаいか」だってできるんですけども、やっていたわけですけども、村長管理、村の管理にした場合、もう4月からその体制に入るわけですけども、その辺の連結っていうか、やり方のところ、ここが大丈夫なのかなあというところを聞きたいです。

それから、あそこには売店が使用停止、使用されていないわけですけどもね、この辺は、今後、4月から——それから6次産業化に向けて村のほうでは計画し、ずっとやるやると言っていますが、その辺のところの非常に重要な施設になるかと思えますけれども、その辺のところを村の管理にした場合どういうふうに考えておられるのか。今、在り方検討は今後やるというふうに言われていますので、その中でやるといっても4月からはもう村の管理になりますので、その辺のところがかればお願いしたいというふうに思います。

○産業振興課長

今御質問の件について回答させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、使用者——農業者の皆さんがあそこで生産をして販売という流れでありますけれども、現在、生産は主にジュースやジャムなどを中心に生産を行っております。それについては、4月以降もその部分を強化いたしていきたいというふうに考えております。

生産については、使用機械については村の備品でありますので、村のほうとしても令和4年度予算等でも増強を図って、生産の強化、併せて安全対策を図っていくというふうにしております。

また、販売につきましては、近接する農業観光交流センターのほうで生産品の販売に取り組んでおります。

また、村内のキャンプ場などでも村外の方向けに生産した物の販売を行っており、これについては村外からの皆さんに中川村の特産品ということで非常に好評を得て購

入をしていただいておりますので、そういった取組なども強化をしていきたいというふうに考えております。

2点目の空き店舗の部分についての活用であります。こちらについては今御指摘のように今後検討を進めていくという段階ではありますが、村の直接管理によりまして有効活用が図れるような方法であるとか、先ほどの農業観光交流センターで販売しているところとの重複もありますので、今後は利用について改めて検討をさせていただいて有効活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

○8番

(柳生 仁) 加工所につきましては、長い間苦勞してきた中、実績が出なかったというのが実態かと思っております。

立ち上げるときに会議がありまして、私はちょうど出る立場にありましたのでそこに参加して、こういったものを運営していくにはやっぱり民間の専門的な知識のある方が必要じゃないですかという質問をした経過がありましたけれども、当初はやっていけるんだっていうことでしたが、約5年でもって自立してもらいたいという話がありまして、そして、それができなくて今度は「やрмаいか」のほうへ委託したっていうことでございます。

今の説明で交流センターが関連して販売するっていう説明がございました。もう一歩進んだ先のことは、もう少し専門的レベルの方を招いてどうしたらいいかっていうふうにいるいろいろ考えていくことが必要かと思っておりますが、そのところはどのようにしますか、お聞きします。

○産業振興課長

村のほうとしましては、専門的な知識の方の採用というのは、今のところ直接は考えておりません。

村では、農産物加工施設の関係では地域おこし協力隊を現在募集しております。こちらについて人的に配置をすることで——その採用する方に知識があるかどうかというのはちょっと採用が決定になってみないと分からない部分ではありますが——人的には補強をしながら、専門的な知識も蓄積していただいたりして、あと販売についても強化をしていきたいということで取組を進めております。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○4番

(大原 孝芳) 今の質疑のお話を聞く中で、例えば古い加工所から今日の加工所に直して、それから今回のような直接経営になるっていう、私もずっとそういう経緯や流れを見てきまして、非常になかなか難しいなっていうのが現実で、どなたも同じような考えだと思います。

今回は村の直営にするということで大きな決断をされましたので——以前も村長の

お話がありましたが、チャオの周辺、そこに限らず、交流センターもできまして、それからチャオの建物の中でもやっぱり若い人たちが自由にいろんな食材を調理したりして、いろんな工夫をされてやろうとしますね。

今回の改正によって、人口が減っていく中においても中長期的にチャオのあそこら辺をどういうふうにやっっていこうっていう、そういう視点で見ていっていただいて計画を練っていただきたいと、そんなことを申し上げまして——私たちも前向きに捉えますので、ぜひ行政の皆さんも大胆かつ——村にとって大事な場所でもありますので、ぜひそういうことをしっかり踏まえて進めていっていただきたいと、そんなことを申し上げたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

○5 番

(松村 利宏) 私は賛成の立場で討論をします。

中川村農産物加工施設は、村の農産物を加工し販売するため、住民にとって重要な施設となります。

今回の条例改正では、村長が管理することになるため、住民の要望である質のよいものを安くタイムリーに加工すること、村内の農産物等を活用した6次産業の開発を進めること、未活用売店を公募などにより活用することなど、それから先ほどから出ています衛生管理、事故もちよっと起きましたから安全管理、こういうところにも万全を期すことは可能になるかというふうに思います。

まずは、いずれにしても住民のニーズを常に把握し、これをもって村の活性化に寄与していただきたいと、これをもって賛成討論とします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○環境水道室長

議案第10号の提案理由について説明いたします。

例規集は第2巻2051ページであります。

平成30年度許可の現事業計画の見直しを行い、水道法第10条第1項の規定に基づき給水人口、給水量を含む事業計画について変更申請を行うため本案を提出するものであります。

給水人口5,040人を4,642人に改め、同項3号中、1日最大給水量2000m³を2009

m³に改めるものであります。

○議 長

御審議のほどよろしくお願ひします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時25分といたします。

〔午前10時06分 休憩〕

〔午前10時25分 再開〕

○議 長

会議を再開します。

日程第15 議案第11号 中川村高齢者憩いの家等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第11号について説明をいたします。

提案理由は、本年3月31日をもって指定管理の指定期間が満了となる8施設について指定管理者を指定するためであります。

指定の期間は、別紙の1及び2の2施設については令和4年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とし、3～8の6施設については令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間といたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5 番

(松村 利宏) 今説明いただきましたが、まず指定管理者制度っていうのは地方自治法第244の2の「公の施設の設置、管理及び廃止」というところにあります。この第3項で「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、(中略)「指定管理者」(中略)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」ということになっています。

この公の施設というのは、具体的には中川村住民の利用に供するということ、中川

村住民の福祉増進を目的とするものであること、中川村が設置するものであること、この3つが条件となっております。

こういう視点で見たときに、今ある施設、ここでいっている施設の中川村住民の利用状況、これをお聞きします。

○産業振興課長 今御質問の中川村の村民の利用状況を中心に御回答をさせていただければというふうに思います。

まず指定管理者制度についてであります。この導入に当たりましては、村内施設を有効に活用して、指定管理者に管理をしていただくことでその施設の収益を上げて活用を図り、活性化を図っていくということが目的であります。

利用状況につきましては、別紙のほうに記載してあります施設でありますけれども、まず上のほうから、1の高齢者憩いの家等につきましては、こちらについては、もう村内の村民の方、高齢者の方たちを中心に多くの方に利用していただいております。

2番から7番につきましては、キャンプ場や森林体験施設等が中心でありますけれども、こちらについては、村民の方も利用していただいておりますが、大多数は村外からのレクリエーションを楽しむ方たちであります。

こちらについては、旧来から村の施設ということで管理をしてきておりましたけれども、村の管理では誘客が見込めないというような部分を民間の力を活用して誘客を図り収益を上げる施設にしていくということで指定管理をしていただいております。

こちらを指定管理で民間の方にやっていただくことによりまして、村外からの誘客はもちろんですが、村としての知名度のアップにも大変に寄与している、また村の情報発信として、キャンプ等のレクリエーションも村の魅力の1つであるというような、そういったPRにも寄与しているというところで、指定管理の皆さんには各種の情報発信、また誘客に関する施策を行っていただいで施設の有効活用を図っていただいているという状況であります。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

○5番 (松村 利宏) 今の回答は分かりました。ありがとうございます。

次に、中川村公共施設個別施設計画、令和3年(2021年)3月、この中の「②維持管理の方針及び計画」「ア 施設の必要性、配置の考え方」には、「四徳森林体験館及び四徳キャンプ場は、全国的にも有名なキャンプ場として運営され、」——今ありましたとおり村外から相当数が来ておられるということでもあります。「村のレクリエーション施設の重要な拠点である。今後の施設の運営や更新等を考えると、より自由な発想での施設整備や運営により、これまで以上に有効活用されるよう、民間への有償譲渡も選択肢の一つとして考えられる。」というふうに分析して、昨年3月には言われています。

今回の契約では3年間やられるわけですが、これについてどのように分析されてやられたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 今御質問の件についてでありますけれども、村としても有償譲渡ということを念頭に置きながら協議を進めてまいりました。

ただし、現在の誘客の状況であるとか収支の状況は年次報告によって報告をいただいておりますけれども、直近では新型コロナ等もございまして、収支状況としては実質赤字という今の段階であります。お客さんの数としては増えてきておりますが、それに関わります施設活用の経費であるとか管理経費等が大きくなってきているというところでそういう状況になってきております。

また、施設自体も設置から20年以上が経過をしてまいりました。木材を有効活用して施設を設置ということで、耐用年数もそれほど長くはない施設でありますので、施設の修繕であるとか維持管理、今後は増大してくるという懸念があります。

そういった中で有償譲渡の協議も進めておりますが、これについては引き続き協議を進めながら、将来的には有償譲渡というのを念頭に置いて、状況を見極めながら協議を行っていきたいという現在の段階であります。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○5番 (松村 利宏) 私は賛成の立場で討論します。

中川村高齢者憩いの家等は、村の福祉施設、レクリエーション施設となっており、中川村の住民の利用に供するものであること、中川村住民の福祉増進を目的とするものであることが前提となります。

陣馬形山キャンプ場、小渋釣堀場、桑原キャンプ場、桑原公園、四徳森林体験館、四徳オートキャンプ場は村外者の使用が多くなっており、村をPRすることができているというふうに認識はしております。

それから、アンフォルメル中川村美術館は、各種イベントを開催し中川村住民に福祉増進を図っており、当初よりは前進しているということも思っております。

行政は常に指定管理者と調整し、現状の把握と中川村住民の要望を把握すること、小渋釣堀場、桑原キャンプ場、桑原公園、四徳森林体験館、四徳オートキャンプ場については中川村住民が利用したくなるようなイベント施策の支援を実施し、アンフォルメル中川村美術館については中川村住民が鑑賞したくなるような分かりやすいイベントの開催をお願いしたいというふうに思います。

スペースの改修などいろいろやられていますので、考え方によっては分かりやすいいろんなイベントを開くことができると思っています。今回いろんなポスターがありました。宇宙のようなポスターがありました。住民はあれを見えています。あのポスターをよく見えています。見えていますけど何のことかよく分からないと、いや、これはこれで、私は決して駄目だと言っているわけじゃなくて、やはり住民にも分かりやすく、あそこに行ったことがない人にやっぱり行ってもらって、やはり、ああこういう施設で絵もあるんだと、もしくは施設も大分よくなってきたじゃないかというのを理解してもらってやっていくというのが重要だということで、今お願いしているわけであ

ります。

それから、中川村公共施設個別施設計画では、

四徳森林体験館及び四徳キャンプ場は、全国的にも有名なキャンプ場として運営され、村のレクリエーション施設の重要な拠点である。今後の施設の運営や更新等を考えると、より自由な発想での施設整備や運営により、これまで以上に有効活用されるよう、民間への有償譲渡も選択肢の一つとして考えられる。

というふうに分けておられます。

今も説明ありましたけれども、まだ収支が非常に厳しいっていうのは、私もあいう山の中だとそうかなあというふうに思いますけれども、やはりこれは、ひとつ有償で民間にも任せられるような体制ができるっていうことは、村にとっても非常に活性化、人口減少対策もできるんじゃないかというふうに思います。それに向かってしっかりといろんな指定管理者の方と調整をしながら、より村の活性化に寄与できるようにしてもらおうということを要望して、賛成討論とします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 12 号 中川村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長

議案第 12 号について提案説明をいたします。

中川村辺地対策総合整備計画の一部を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により本案を提案するものであります。

計画変更の内容につきましては裏面を御覧いただきたいと思います。

3 公共的施設の整備計画のアンフォルメル中川村美術館の改修事業の事業費及び財源等を増額変更するものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 17 議案第 13 号 令和 3 年度中川村一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 18 議案第 14 号 令和 3 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 議案第 15 号 令和 3 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 20 議案第 16 号 令和 3 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 21 議案第 17 号 令和 3 年度中川村水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 22 議案第 18 号 令和 3 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 3 号）

以上の 6 議案について議会会期規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。したがって、日程第 17 議案第 13 号から日程第 22 議案第 18 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長

議案第 13 号 令和 3 年度中川村一般会計補正予算（第 10 号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、年度末を迎えて予算の最終執行見込みによる調整、新型コロナウイルス関連予算の補正等が主なものであります。

議案書、第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に 720 万円を追加し、総額を 45 億 3,290 万円とするものであります。

第 2 条 繰越明許費は、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるもので、第 2 表によるもの。

第 3 条 地方債の追加及び変更は、第 3 表 地方債補正によるものであります。

1 ページ～4 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正は、款項別の補正額及び補正後の予算額であります。

5 ページ～6 ページ、第 2 表 繰越明許費は翌年度に予算を繰り越して執行する費用で、資材、物品の調達に時間を要するもの、地元や関係機関との協議に時間を要し発注が遅れたもの、支障物移転等の遅れにより工期の延長が必要なもの等であります。

7 ページ、第 3 表 地方債補正であります。本年度の各事業の実績見込みによる起債計画の最終調整により、表に記載のとおり事業の追加と借入限度額の変更を行う

ものであります。

続いて事項別明細書について御説明をいたします。

今回の補正は予算の最終執行見込みによる調整が主なものでありますので、主なものについて御説明をさせていただきます。

歳入からであります。10 ページ、6 款 法人事業税交付金は交付実績による増額。

11 ページ、14 款 分担金及び負担金、また 12 ページ、15 款 使用料及び手数料は実績及び収入見込みによる補正であります。

13 ページの 16 款 国庫支出金は、それぞれ交付額の決定等による補正であります。国庫負担金の衛生費国庫負担金 542 万 4,000 円と国庫補助金の保健衛生費補助金 101 万 2,000 円は 3 回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金と補助金の追加であります。

総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金 192 万 5,000 円は、マイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修に対する補助金の追加であります。

15 ページ、17 款 県支出金もそれぞれの事業について補助金額の決定等による補正であります。

その中の県補助金、農業費補助金、情報収集等業務効率化支援事業補助金 24 万円は、市町村の農業委員会における農地の現況調査等のための情報機器導入に対する補助金で、これは新たに追加するものであります。

17 ページの 20 款 繰入金、基金繰入金、特別運転資金利子補給基金繰入金は、令和 2 年度に貸付け実行した新型コロナウイルス感染症対応特別運転資金の利子補給金に充てるための繰入れであります。

18 ページ、22 款 諸収入の受託事業収入、水源林造成事業収入の減額は、事業実績による森林整備センター受託金の減額。

雑入、その他、産業振興関係費、農地等災害復旧事業が 1,338 万 7,000 円の減額となっておりますが、これは北島頭首工災害復旧事業について補助率増嵩により受益者負担金が減ったため中部電力からの協力金を減額するものであります。

19 ページ、23 款 村債は第 3 表で御説明をしました地方債借入見込額の変更に伴う補正で、全体で 1,800 万円の増額であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

20 ページ、議会費は、新型コロナの影響により各種研修会等が実施できなかったこと等による負担金の減額で、14 万 4,000 円の減額であります。

21 ページの 2 款 総務費の一般管理費は、食糧費、使用料等の減により 119 万 2,000 円の減額。

文書広報費の C A T V 事業の負担金 26 万 4,000 円は、エコーシティー・駒ヶ岳社屋内に宮田村と共同設置してあります行政自主放送送出サーバーの修繕費に係る負担金の追加であります。

22 ページ、庁舎管理費の光熱費が増額となっておりますが、電気料金の値上げ、冬

季低温による使用料の増等が理由でございますが、以降、ほかにも公共施設の電気料の増額補正がございますが、同様の理由であります。

備品購入費 50 万円につきましては、村内巡回バス及び公用車の前に運転者のアルコール検査を行うため、検知器を新たに購入するものであります。

23 ページ、企画総務費、交付金 40 万円は、新生児に対する 10 万円の子育て応援特別定額給付金について、3 月までの出生数の見込みにより増額をするもの。

地方創生推進事業、負担金の減額は、どんちゃん祭り代替イベント「おうちでどんちゃん」の煙火寄附金に想定より多く御協力をいただいたということから村負担金を減額するものであります。

地方創生拠点施設管理事業の公有財産購入費の減額は、小平のお試し住宅の敷地について国土調査による土地登記が年度内に完了しないため、用地購入を令和 4 年度に送るものであります。

24 ページのリニア中央新幹線関連事業は 2,400 万円余の減額であります。今年度の事業進捗状況を踏まえて国・県関連事業調整業務等委託料を減額するものと、試験圃場造成工事等の増工分の増額であります。

以下、町税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、監査委員費は、予算執行、実績見込みによる補正であります。

飛びまして 27 ページの 3 款 民生費であります。

社会福祉費は全体で 122 万 9,000 円の増額であります。主なものは障害者支援事業、扶助費の自立支援給付費の増。

老人福祉費は全体で 132 万 7,000 円の増額であります。後期高齢者医療特別会計繰出金、老人福祉施設の管理費、修繕料の追加等が主なものであります。

28 ページの児童福祉費は 195 万 5,000 円の増額であります。児童福祉総務費は児童手当制度改正に伴うシステム改修負担金、子ども・子育て支援交付金前年度精算還付金の追加等で 65 万 6,000 円の増。

29 ページ、保育所費は、会計年度職員等の給与費の追加、保育所施設修繕工事費等の追加で 108 万 4,000 円の増額であります。

30 ページ、4 款 衛生費の保健衛生費は全体で 430 万 6,000 円の減額であります。保健衛生総務費は人件費、伊南行政組合負担金等の減額。

予備費の予防事業は各種健診、予防接種業務委託料等の減により 182 万 4,000 円の減額であります。

31 ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業は 3 回目のワクチン接種に係る経費の追加により 101 万 2,000 円の増額。

環境衛生費は、針ヶ平へい獣処理場拡張工事、伊南行政組合負担金、浄化槽設置補助金の減等により 223 万円の減額であります。

32 ページの保健センター管理費は、燃料費、工事費の増等により 42 万 7,000 円の増額であります。

続いて 33 ページの 6 款 農林水産業費であります。農業費は 64 万 5,000 円の減

額で、農業委員会費の備品購入費は先ほど御説明をした県の補助金により農地現況調査用のタブレット端末6台を購入するもの。

農業振興費は農業次世代人材投資事業交付金の追加等により83万1,000円の増額。

農地費は144万9,000円の減額であります。34ページの村単農地事業、インフラ長寿命化計画策定業務委託料の減、その他、団体営農地事業、農地耕作条件改善事業工事費等の減であります。

林業費は全体で344万6,000円の減額で、林業振興事業は県補助金の割当てがなく事業を見送ったことによる委託料の減額により365万8,000円の減となっております。

林道管理事業300万円は林道維持補修工事の追加。

村有林管理事業は水源林造成事業費の減等により273万円の減額であります。

36ページ、7款 商工費は全体で2,461万3,000円の増額であります。商工振興費、商工振興事業は令和2年度に貸付け実行した新型コロナ対応特別運転資金に係る利子補給金340万6,000円の追加と、今年度貸付けを実行いたしました特別運転資金に係る次年度以降の利子補給分として1,000万円を基金に積み立てるものであります。

観光費1,119万8,000円の増額であります。交付金1,100万円につきましては先日の議会全員協議会で御説明した内容のもので、新型コロナ第5波の影響を受けて売上げが大幅に落ち込んだ指定管理者の事業継続を支援するため、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用して支援金を交付するものであります。

38ページ、8款 土木費、道路橋梁費は204万円の増額で、道路維持費は今季の降雪による除雪重機等の使用料300万円の追加。

道路新設改良費は道路改良事業の執行見込みによる予算の調整で45万円の減額。

39ページ、河川費の減額は、河畔林整備事業に係る県補助金の減額によるものであります。

40ページ、9款 消防費は138万円の減額であります。常備消防費は広域消防本部の負担金の減額。

非常備消防費は、支払い実績による消防団員報酬等の減額と防寒着の購入費の入札差金分の減額であります。

41ページの10款 教育費であります。教育総務費は全体で123万9,000円の減額で、教育委員会事務局費は学校施設長寿命化計画策定業務委託費の入札差金の減額等により134万9,000円の減。

42ページ、社会教育費は67万4,000円の増額であります。文化センター管理事業は燃料費、施設修繕料の追加により174万円の増。

43ページ、文化センター運営事業は、自主事業開催実績により137万円の減額と、歴史民俗資料館管理事業につきましては全員協議会で御説明をしました旧前沢村に関する古文書購入費の追加等で52万円の増額であります。

44ページの11款 災害復旧費は、農地等災害復旧費の土地改良連合会賦課金の追加と不用額の減額であります。

最後に、14款 予備費を1,611万6,000円増額し予算の調整を行います。

○保健福祉課長

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、保健福祉課に関わる特別会計補正予算について御説明いたします。まず、議案第14号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を4億8,000万円とするものです。

最初に歳入ですが、6ページを御覧ください。

5款 国庫支出金、2項の国庫補助金のうち社会保障・税番号制度システム整備補助金2万円と国保災害等臨時特例補助金新型コロナ対応分6万6,000円は、交付額の決定額に合わせたものとなります。

5ページの国保税で予算宅を調整いたしました。

続いて歳出ですが、7ページを御覧ください。

歳出は、一般管理事業の上伊那広域連合への負担金が確定し3万2,000円の減額。

8ページの葬祭費は、件数が増え不足したため12万円を増額しました。

予備費で調整をいたしました。

続きまして、議案第15号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、予算の総額を7億1,389万8,000円とするものであります。

主には本年度分の実績見通し及び確定によるものであります。

5ページの4款 国庫支出金は、本年度の確定が見込まれる額として国庫負担金を1,443万7,000円、国庫補助金を307万6,000円、それぞれ増額いたします。

6ページの5款 支払基金交付金についても今年度の確定が見込まれる額として1,495万円を減額いたします。

7ページの6款 県支出金も本年度の確定見込額として206万5,000円を減額いたします。

続いて8ページからの歳出ですが、1款の総務費のうち1項 総務管理費は上伊那広域連合の介護保険システム改修分の負担金を58万4,000円増額し、3項 介護認定審査会費の負担金を10万4,000円減額いたします。

9ページの2項 保険給付費は国庫支出金等の財源の組替え。

次ページの5款 地域支援事業の1項 介護予防日常生活支援総合事業では機能回復教室の送迎委託料の不足分11万円を増額いたします。

予備費で収支を調整いたしました。

続きまして、議案第16号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を6,050万円とするものであります。

主には本年度分の実績見通し及び確定によるものであります。

5 ページの歳入ですが、1 款 後期高齢者医療保険料は収支の調整により 43 万 1,000 円を増額いたします。

6 ページの 4 款 繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定により 56 万 9,000 円を増額いたします。

続いて 7 ページからの歳出ですが、2 款 広域連合納付金は保険基盤安定繰入金の実績見込みにより 57 万 6,000 円を増額します。

8 ページの 4 款 予備費で収支を調整いたしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議案第 17 号及び第 18 号について説明をいたします。

まず、議案第 17 号 令和 3 年度中川村水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案説明をいたします。

今回の補正は、収益的支出について予定量を超過したため補正をするものであります。

補正予算書、第 2 条 収益的支出について、営業費用に 150 万円を増額し、総額を 1 億 861 万 9,000 円とするものであります。

5 ページ、予算実施計画明細書を御覧ください。

配水及び給水費において、施設修繕の増加に伴い修繕費 100 万円及び田島第 2 水源故障により必要となった飯島町からの緊急受水に係る水道使用量について 50 万円をそれぞれ増額します。

以下、説明書を添付してありますので、それぞれお目通しをお願いします。

続きまして、議案第 18 号 令和 3 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的支出について予定量を超過したため補正をするものであります。

補正予算書、本文第 2 条の収益的支出について、営業費用に 181 万 5,000 円を増額し、総額を 2 億 5,272 万 5,000 円とするものであります。

また、第 3 条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費に 1 万 5,000 円を増額し 443 万 4,000 円とするものです。

7 ページ、予算実施計画明細書を御覧ください。

処理場費において農集排用移動脱水車の修繕費に 80 万円、公共移動脱水車の修繕に係る飯島町へ支払う負担金 100 万円を増額します。

また、総係費において法定福祉費 1 万 5,000 円を増額します。

以下、説明書を添付してございますので、お目通しをお願いします。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○環境水道室長

○議長

○議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず議案第 13 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 14 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 15 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 16 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 17 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。
次に議案第 18 号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開は 11 時 15 分とします。
〔午前 11 時 07 分 休憩〕
〔午前 11 時 15 分 再開〕

○議長 長 会議を再開します。
お諮りします。
日程第 23 議案第 19 号 令和 4 年度中川村一般会計予算
日程第 24 議案第 20 号 令和 4 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 25 議案第 21 号 令和 4 年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第 26 議案第 22 号 令和 4 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 27 議案第 23 号 令和 4 年度中川村水道事業会計予算

日程第 28 議案第 24 号 令和 4 年度中川村下水道事業会計予算

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第 23 議案第 19 号から日程第 28 議案第 24 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○村長 それでは、議案の提案に先立ちまして村政運営の基本方針について説明をさせていただきます。

まず、国の当初予算と地方振興の対策についてまとめて申し上げたいと思います。

国は令和 4 年度の一般会計予算案を示し、今、国会で審議中でありましてけれども、2 月 22 日、衆議院本会議で原案どおり可決し、参議院での審議中でありまして。

一般会計予算の規模は 107 兆 5,964 億円で、対前年度比 0.9%、9,867 億円増の最大の予算となっております。

歳入の柱であります所得税等の収入は、コロナからの回復により 65 兆 2,350 億円と前年比 7 兆 7,870 億円の大幅な増額を計上しております。

公債金は 36 兆 9,260 億円と前年より 6 兆 6,710 億円圧縮しておりますけれども、特例公債——赤字公債であります——これが 30 兆 6,750 億円となっております、昨年度予算より 6 兆 5,810 億円削減しても、なお歳入の 28.5%を占めるものとなっております。

歳出のうち一般歳出につきましては 67 兆 3,746 億円で、対前年度比 0.7%、4,723 億円増となっております。そのうち社会保障関係費が 36 兆 2,735 億円で、前年対比 4,393 億円増となっておりますので、一般歳出の増加分はほぼ社会保障費の増加分に抑えている内容となっております。

新型コロナウイルス感染症対策予備費として前年同額の 5 兆円を計上しております。

令和 3 年度補正予算と一体として、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るためとして予算を組んでいるところであります。

予算の特徴については、3つの柱からなっており、その 1つは感染拡大防止であります。令和 3 年度補正予算において医療提供体制の確保、ワクチン接種体制の整備、治療薬の確保等を措置するとともに、変異株による感染拡大等、予期せぬ状況変化に備え、令和 4 年度予算においてもコロナ予備費 5 兆円を措置していることです。

2つ目に、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るとして、まず成長分野には、1 科学技術立国の観点から過去最高の科学技術振興費を盛っている——これは 1 兆 3,788 億円であります——これを確保していること、2 デジタル田園都市国家構想の実現に向けデジタル庁に情報システム関係予算 4,720 億円を一括計

上し、地方自治体の創意によるデジタル技術の実装等を幅広く支援することとしていること、3 経済安全保障については量子暗号通信の研究開発の推進や重要技術の管理体制等を強化する、こういった 3 点を上げております。

そして、分配の中心であります。新型コロナ医療対応等を行う医療機関の看護職、介護、保育、幼児教育などの現場で働く職種について診療報酬等による対応を通じて給与を 3%引き上げるといった内容となっております。

さて、地方にとっての重大な関心事であります総務省の令和 4 年度地方財政対策歳出のうち、地方交付税交付金につきましては総額で 18 兆 538 億円となっております。前年比で 3.5%、6,153 億円と過去最高額が確保されております。

国、地方の折半の対象の財源不足が解消し、臨時財政対策債の発行につきましては 1 兆 8,000 億円と大幅に抑制をされました。

また、主な歳出項目として地域デジタル社会推進費に 2,000 億円、公共施設等適正管理推進事業費に脱炭素化事業を追加し、事業費 6,000 億円を計上するなどとなっております。

続いて県の予算の特徴について申し上げたいと思います。

一方、県の一般会計当初予算案は 1 兆 849 億円と、前年対比 4.1%、426 億円増と、過去最大の令和 3 年度予算を上回る規模となっております。

新型コロナウイルス感染症対策に 2,192 億円と、令和 3 年度当初予算比 34.5%、563 億円増、これは予算総額の 20.2%を占めるコロナ対策を引き続き重点にしている、こういう特徴があると思っております。

予算編成の考え方として、令和 4 年度当初予算により最終年度を迎えるしあわせ信州創造プラン 2.0 の総仕上げを図り、コロナ禍や自然災害等により基盤が揺らいでいる確かな暮らしを守る施策、脱炭素社会の構築などの継続する施策など 6 つの重点施策を推進するため、令和 3 年度 1 月補正予算 885 億 5,932 万円と一体的に編成した 15 か月予算というふうなことを言っており、総額 1 兆 1,735 億円として編成したことを強調しているところであります。

さて、村の今回の予算でございますけれども、変異し古いウイルスに取って代わり新たな感染拡大を繰り返す新型コロナウイルス感染症が今後も続くものとして、村民、村内の個人、法人を問わず、全ての事業者、園児、児童生徒からお年寄りに至るまで、全ての人が感染症の影響を受け、現に生活も制約を余儀なくされている中で、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種を開始したところであります。

コロナ禍での村民生活の防衛、とりわけ経済支援を第一に、国、県の支援対策を効果的に予算に取り入れることに留意し、第 6 次総合計画に示された 10 年後の村の姿をそれぞれの分野で着実に進めることを基本に予算を編成いたしました。

あわせて、国が示しております地方財政の見通し、予算編成上の留意事項に注視して予算を編成いたしました。

財源の半分を占める地方交付税につきましては、国の地方財政計画と現年の交付実績額を基に増額を見込み、村税に関しても同様に堅調な増額をはかったものでござい

ます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配当額を活用し、目的に合う分野の歳出に効果的に活用することに留意し、予算計上をいたしました。

コロナ感染症の影響で少子化がさらに進み、総体的に進む高齢化、人口の減少の中にあつて、保小中の教育及び連携の在り方、高齢福祉サービス向上の効果的な施策、効率のよい公共交通の姿など、将来につながる施策と予算配分に留意をしたものでございます。

令和4年度一般会計予算額36億7,000万円、前年対比6.1%、2億1,000万円の増額の予算案でございます。

国民健康保険事業会計は、被保険者減に伴い、また保険給付費等が減少したこと、介護保険事業会計は介護認定者の使うサービス内容により給付費が大きく変化するものでございますが、総合事業と介護サービスを適正に利用することで介護保険給付費の減額予想とこのたびなったものであります。

公営企業会計の水道事業会計及び下水道事業会計の歳出ベースでの総額は7億7,000万円、前年度比1,406万円、17.4%の増額であります。

水道事業会計は、飯島町からの給水連絡管路工事、減圧弁工事及び耐圧管緊急布設替え工事など配水設備工事費が増加することが大きな増額理由であり、下水道事業につきましても、マンホールポンプの更新、太陽光発電施設設置など、工事請負費が増加したことによります。

中川村第6次総合計画に掲げました村づくりの4つの基本方針を政策の大綱として分類しました1 保健福祉分野、2 教育・文化分野、3 防災・減災、安全分野、4 環境分野、5 産業・経済分野、6 都市整備分野、7 行政経営分野の7つの分野に沿って、今年度、特に力点を置き進める事業を中心に施策説明をさせていただきます。

1つ目の保健福祉分野「誰もが自分らしく暮らし続けることのできる“なかがわ”」の重点についてであります。

まず少子化が進んでおります。令和4年度の園児数は、みなかた保育園が58人、片桐保育園85人が予想される中で、年齢に応じた保育士の確保を行い、保育室のLED化、トイレの洋式化など、保育園施設の整備充実を図ってまいります。

2、一般社団法人ソーシャルファームなかがわが行う訪問相談、包括的相談支援業務、これを充実していきます。

3、高齢者福祉サービスとして現在あります村単高齢者補聴器購入補助単価を上げ、10万円を上限とし、精度の高い補聴器の装着を進めることで認知症予防、社会とのつながりのある生き生きとした生活を送ることができるよう制度を拡充してまいります。

高齢者の足を確保するため、福祉タクシー券は、日中独りになられる高齢者の方には12枚から倍になります24枚に上げ、タクシー利用を促してまいります。

4、高齢者グループホームの入居者の方のうち利用者負担段階が第1段階から第3

段階までの方は、施設側で居住費等の軽減をしております。該当者の入居費は1人1日1,000円を助成し、入居施設の負担軽減を図ってまいります。

2つ目の教育・文化分野「悠久の歴史の中に人と文化が息づき郷土愛を育む“なかがわ”」の重点についてであります。

1、中川村の子どもたちの学びを保障するために小学校の理科専科の先生を確保するように努め、中学生のときに広く視野を外に向ける機会としての北海道中川町派遣を希望者全員が体験できるよう予算支援をいたします。

また、ICT教育の推進、空調機器未設置の教室に空調設置をするなど、学校教育施設の環境整備を引き続き行ってまいります。

2、平成9年建設の文化センターの機器類が技術革新に合わなくなっております。大ホールの音響等操作機器、視聴覚室のパーソナルコンピューター——PC操作による音響・投影機器がそれであります。次年度以降の舞台照明全面更新に先んじて音響設備を更新し、更新経費の分散化を図ってまいります。

3、令和元年5月、中川村歴史民俗資料館周施設検討委員会が歴史民俗資料館周辺施設整備の答申を教育委員会に対して行っております。歴史民俗資料館の増改築のため設計費を今年度計上し、来年度以降の工事に備えてまいります。

4、日本で最も美しい村にある唯一無二のアンフォルメル中川村美術館は、収蔵作品とともに、個性的な建築が異彩を放つ貴重な美術館であります。建築構造が複雑なため、雨漏り対策、木質部の劣化対策には数年間多額の経費を投入して改修してまいりましたが、今回、アトリエ棟の雨漏り対策、鉄骨塗装及び収蔵室の空調対策を施し、大きな修理を終えることとなります。

また、指定管理者の代表に自治体の美術館館長として活躍された方をお迎えし、地方の自治体の美術館として展示や発信を企画していただくことを考えております。アトリエ棟の改修事業費、美術館指定管理費を増額計上いたしました。

3つ目の防災・減災・安全分野「誰もが安心・安全に暮らすことのできる“なかがわ”」の重点施策についてであります。

1、中川村消防団員の年報酬の引上げ、出動報酬の改定を規定する条例改正を可決いただきましたので、消防団員の活動に対しての年報酬総額、訓練及び災害警戒・防止等、非常時の出動等に対する報酬額を予算化し、上伊那広域消防の装備充実等、必要な負担を行ってまいります。

2、昨年度、村消防団第2分団7部の詰所の改修工事で整備が一通り終了することを受けて片桐中央地区の旧6部詰所を解体し、跡地に片桐水防倉庫を新設し、資器材の備蓄拠点としたいと思っております。

3、交通事故に見舞われたときの互助補償制度であります南信交通災害共済掛金1人年間200円は昨年まではゼロ歳児から高校生まで全額村負担としてまいったところですが、今年から村民全員が補償対象となるように全額村負担としてまいります。

4つ目の環境分野「多くの自然に生まれ持続可能で快適に暮らし続けられる“なかがわ”」の重点についてであります。

がわ”」についてのポイントと考える点を申し上げます。

1、2050年までに温暖化効果ガス排出を実質ゼロとする温暖化防止計画に沿いまして、排出二酸化炭素及び使用電気料削減のため公共施設の照明を順次LED化しております。令和4年度は保健センター及び片桐保育園の照明をLEDに変えてまいります。

2、生活資材や生産資材としての竹の利用が少なくなり、放置された竹林が目立ち、山林にも竹の進出が目立っております。荒れた竹林に手を加え、除伐、皆伐して地域の景観を保持していくため、竹林整備に対する補助制度を創設いたします。個人または地域一体で自ら整備する場合、個人等が専門事業者に依頼して整備する場合に分けて村が支援する制度であります。制度を村民や地域に知っていただき、村全体で竹林と向き合う原点とするため、基礎となる予算を計上いたしました。

また、山林の荒廃防止やカーボンニュートラルの面から、新たにまきストーブの設置についても補助を始めてまいります。

5つ目の産業・経済分野「いつまでも働き続けられ活気あふれる“なかがわ”」に関する重点施策を申し上げます。

1、中川村の農業の担い手となる農業者の支援、育成を目的に村単農業担い手支援事業をつくり、これまでに個人、法人など19経営体に補助金を上限100万円として総額1,905万円の支援を行い、それぞれの皆さんの農業に役立てていただきました。

しかしながら、省力化と効率を追求する農作業用機械類は大型化して高額となり、水稲コンバインにあっては1,000万円を超える種類も出てきておりまして、補助金額の上限について検討を要することは感じてまいりました。

米の価格が下落している中で、米作り、水田の維持を地域が真剣に考えていただく時期に来ていることと相まって、水稲の刈取りを中心的に担う地区営農組合や法人組織の米作コスト削減の目的に限り、機械類導入の補助額を300万円に引き上げたいと思います。

また、小さく圃場に入りにくい農地や排水の悪い農地などを改善し耕作しやすい農地に変えるため、簡易な土地改良や豪雨などにより被災した農地等の小規模な復旧などに対する補助制度に改良し、基礎となる補助金額として100万円を予算化いたしました。個人、法人を問わず、圃場条件改善について営農組合単位で話し合い、耕地林務係、農業振興推進員に問合せいただくことをお願いしたいと思っております。

2、創業を考える皆さんに対する支援や既存の商工業者全体の振興のため、今制度としてある支援制度を整理し拡充した産業振興事業補助金制度を設けます。支援制度それぞれに数件の応募を想定し、基礎金額280万円を計上いたしました。農業観光交流センターが窓口になりますので、お問合せいただき、利用できるよう補助制度も育てていっていただきたいと考えております。

3、コロナ下の村民生活を支え、商工業者の消費拡大で支え合う第4弾なかがわ生活応援商品券事業——7,000円で1万円分の価値のあるものであります——この規模額1,670万円及び中川村観光協会主体で発行を予定するなかがわ観光クーポン——

1,000円で1,500円分の価値のあるクーポンであります——これに対する負担金として110万円を予算計上いたします。

第6波の経済不況は生活者だけでなく飲食・宿泊・観光業の皆さんに対して影響を続けておりますので、年度当初に予算化し、切れ目のない村民支援を行ってまいります。

4、令和3年度に村の産業の現状、消費経済の流れを分析し、これからの産業育成のポイント、効果的な村の施策方向を考える基礎調査、地域経済循環分析調査を行っておりまして、年度末までには報告がまとまります。地域経済循環分析調査報告を基に農業、商工業、観光・宿泊業の進展と関連する地域での在り方を総合的に捉える地域活性化計画、産業振興計画策定に取り組んでまいります。

6つ目の都市整備分野「生活基盤が整い快適で暮らしやすい“なかがわ”」に関してであります。

1、天竜川流域治水事業の注目の1つとしてリニア中央新幹線建設工事発生土と小渋ダム堆積土を基盤にしてこれを埋め、農地をかさ上げし、水害のない耕作条件の整備された土地に変える事業がいよいよ本格化します。

まずは天竜川堤防かさ上げ影響範囲等を確定し土地改良区域を決める工程を進めてまいります。リニア中央新幹線関連事業費として4,512万円を予算計上いたしました。

2、若者専用住宅でありますアルプスハイツ中組は建設以来19年経過しておりまして、施設を良好な状態で維持するため、外壁の修繕と老朽化した給湯設備の更新を行います。

3、中川警察官駐在所が牧ヶ原に新設開所するのに伴いまして旧片桐駐在所の建物を無償譲受し、若者向け移住促進住宅としてこれを改修し、住居を希望する若者の住まいを確保してまいります。

4、村営巡回バス運行事業は、改良を重ねながら、村民の足となるべく運行しています。

しかしながら、高校生の通学利用と決まった通勤利用は需要があるものの、昼間の乗客が激減しております。

乗員は時刻を守り運行しておりますけれども、朝の通勤便を除くと空席運行が目立っており、前日予約の乗り合いタクシーの当日予約・運行の要望も高まる中で、1つ、NPO法人やらまいかに委託していた巡回バス運行を村の直営として運行を始めます。

2つ、朝夕の巡回バス運行は確保しつつ、昼間の巡回バス運行に代わるべく乗り合いタクシーの効率よい運行を目指し、新技術を活用した運行の実証実験を10月から開始する予定でございます。

7つ目に行政分野「村民への行政サービスを維持しつつ持続可能な“なかがわ”」に関するポイントについて申し上げます。

中川村DX推進計画を策定いたしました。目的は、デジタル技術等の活用により住民の利便性を図るとともに、行政事務の効率化が図られるよう計画的に取り組むため

でございます。DX推進部署であります総務課広報情報係にDX推進員を置き、DX化の推進を図ってまいります。

また、巡回バス運行を直営化するに伴い、地域政策課に担当部署を変え、担当者を配置します。

観光交流センターの任務を増やします。

ふるさと応援寄附金事業の窓口をここに一本化し、交流センター長を産業振興課長兼務とし、センター事務局長としての任務を担う商工交流係長を置くとともに、商工担当係長をここに引き続き配置をしております。

NPO法人日本で最も美しい村連合に加盟して12年が経過します。

昨年12月の再審査では、今までの取組が評価されA評価をいただき、審査通過となりました。村民自ら、また村の提起に応え美しい村づくりに励んでいただいたまものと感謝をいたします。

陣馬形山からの景観、四徳の景色など、魅力あふれる地域を美しく維持しつつ身の回りの地域も美しく維持するため、様々な村の補助制度を利用いただき、地域一体となり美しい村中川の維持存続をお願いしたいというふうに思っております。

新年度の行政運営に当たりまして重点と考えております事業について分野ごとにまとめて申し上げました。

引き続き村民並びに議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いし、令和4年度村政執行の基本方針説明とさせていただきます。

なお、新年度一般会計予算の概要につきましては副村長から御説明をいたしますので、お聞き取りください。よろしく願いをいたします。

○議長 説明をいただきました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時15分とします。

[午前11時46分 休憩]

[午後 1時13分 再開]

○議長 会議を再開します。

引き続き議案の内容説明を求めます。

○副村長 それでは、初めに議案第19号 令和4年度中川村一般会計予算について御説明をいたします。

予算書1ページを御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ36億7,000万円と定めるものがあります。

前年度当初予算と比較しますと、アルプスハイツ中組長寿命化補修工事、文化センター音響設備等の更新、歴史民俗資料館改修工事設計費、リニア中央新幹線関連事業などのハード事業のほか、新型コロナワクチン接種及び地方創生臨時交付金関連事業や住民福祉の向上、産業振興のための各種制度の創設、拡充などにより、前年比で2億1,000万円、6.1%の増であります。

第2条から第5条は地方自治法の規定により定めるもので、第2条の債務負担行為

は第2表、第3条の地方債は第3表、第4条は一時借入金の最高額を5億円と定めるもの、第5条の歳出予算の流用は人件費に限って同一款内における各項間の流用ができるように定めるものであります。

2ページから6ページの第1表 歳入歳出予算は、款項区分ごとの予算額を定めるものであります。

7ページ、第2表 債務負担行為は、アンフォルメル中川村美術館ほか2施設の指定管理料について、それぞれ協定期間における債務負担の限度額を定めるものであります。

8ページから9ページ、第3表 地方債は、林道宮ノ沢線跨道橋点検事業以下16事業及び臨時財政対策債について起債の目的、限度額、起債償還の方法等を定めるもので、総額で3億77,530万円を計画します。前年比では2,320万円、5.8%の減で、起債償還の将来負担を考慮して起債総額をできる限り抑えつつ、過疎対策事業債を柱に辺地債、防災関連事業債、臨時財政対策債等、交付税措置の有利な起債を活用して各種事業を計画的に進めるものであります。

続いて歳入歳出予算の概要について御説明をいたします。

別にお配りをしてあります令和4年度中川村一般会計予算案の概要に沿って御説明をさせていただきます。

なお、先ほどの尊重の施政方針説明と重複する内容が多いかと思いますが、金額等を含めて改めて御説明をさせていただきます。

初めに歳入であります、(1)村税は4億4,255万円で、歳入全体の12.1%であります。新型コロナウイルス感染症による税収への影響が比較的少なかったことから、今年度の課税実績を踏まえ前年当初比で1,767万円の増としました。

(2)国の地方譲与税各種交付金では、地方消費税交付金は8,900万円で、コロナ対策による経済活動の再開と景気回復を想定した国の地方財政計画に合わせ700万円、8.5%の増を見込みました。

(3)地方交付税は18億9,250万円で、歳入全体の51.6%であります。国の地方財政計画における地方交付税増額分4.0%や今年度の交付実績などを踏まえ、普通交付税18億円、前年比1億円の増、特別交付税は9,250万円の前年並みで計上しました。

(4)国庫支出金は2億7,592万円で、新型コロナウイルス関連補助金等により7,532万円、37.5%の増であります。

(5)県支出金は2億3,356万円で、総額では前年比2,754万円の減であります。前年度は林業施設災害復旧事業補助金5,600万円が計上されておりましたので、これを除きますと2,859万円、13.9%の増であります。

(6)寄附金7,000万円は、ふるさと応援寄附金の今年度の収入実績を踏まえて5,500万円の増を見込みました。

(7)繰入金は、ふるさと応援寄附金を財源として積み立てている地域づくり基金から2,500万円を繰り入れて保育・教育環境の充実の財源に充て、子育て支援施策の

充実を図ります。

(8) 諸収入は6,516万円で、リニア中央新幹線関連事業2,498万円などの計上により前年比で1,848万円、39.6%の増であります。

(9) 村債は、第3表の起債事業に係るもので、総額で3億7,530万円、歳入全体の10.2%で、前年比では2,320万円の減であります。

性質別では、村税などの自主財源の比率が20.4%、地方交付税、国・県補助金などの依存財源が79.6%という歳入構造であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

ここでは第6次総合計画に掲げる分野ごとに特に新たな事業や特徴的な事業について記載をしております。個別の事業につきましては22ページからの表にまとめてありますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

初めに、1 保健・福祉分野であります。 (1) 少子化対策、子ども・子育て支援では、保育環境充実のため未満児・長時間保育等に係る人材確保拡充に向けて保育士等人件費に702万円増の1億4,810万円を計上。

また、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業等を引き続き計上し、保育の必要な家庭への支援を図ります。

(2) 高齢者の社会参加と高齢者福祉サービスの推進では、既存のサービスや扶助施策を継続するとともに、日中独居高齢者への福祉タクシー券の交付枚数を年間12枚から24枚に拡充し110万円を計上。

また、高齢者補聴器購入補助額の上限を4万円から10万円に拡充し60万円を計上しました。

(3) 障害者福祉と地域福祉の推進では、生活の自立と地域で安心して暮らせるよう引き続き自立支援給付費1億1,193万円を計上するとともに、アウトリーチ事業・包括的相談支援350万円の新規計上や障害者地域生活支援事業252万円を拡充します。

その他、母子年金については、母子世帯のみから独り親世帯に対象を拡大、給付額を7,000円から1万円に増額し115万円を計上しました。

(4) 健康づくりの推進では、健康診査や各種予防接種などの予防事業費2,375万円を引き続き計上するとともに、3回目の新型コロナワクチン接種経費として1,382万円を計上しました。

民生費、衛生費の全体では9億9,869万円、前年比で3,621万円の増となっております。

2 教育・文化分野であります。 (1) 未来を担う人材の育成と環境の整備では、小中学校の新入学児童生徒に対して入学祝い金として村内で使用できる2万円分の商品券を交付する予算178万円、高校通学支援事業補助金の上限額を1万円から2万円に拡充し178万円を計上。

また、学校給食費への村内産農産物利用拡大、食育推進のため地産地消コーディネーター配置経費133万円と村内産米購入費216万円を新たに計上しました。

その他、小学校に理科の専任講師を新たに配置する予算265万円、コロナ禍で実施

が見送られてきた北海道中川町への中学生派遣事業315万円を計上し、学校での学びの充実や交流を通じた人材の育成を図ります。

(2) 生涯学習の推進では、公民館事業などを引き続き確保し、生涯学習の場となる講座や学習会を開催していきます。

また、施設関係では、老朽化が進む文化センター音響設備等更新事業に3,916万円、歴史民俗資料館改築に向けた設計費1,960万円、雨漏りによる施設の損傷を防ぐためアンフォルメル中川村美術館アトリエ棟改修費2,204万円を新たに計上し、施設の長寿命化と利用環境の向上を図ります。

教育費の総額は4億2,512万円で、前年比10.5%の増であります。

3 防災・減災、安全分野であります。 (1) 災害に強い地域づくりの推進では、防災情報発信の多チャンネル化のため、オクレンジャーとLINE連携ツール導入費76万円、村道橋梁長寿命化のための点検修繕費6,280万円、片桐水防倉庫建て替え事業費721万円などを計上し、防災対策を進めます。

(2) 安心して暮らせる地域づくりの推進では、南信交通災害共済掛金負担金について村負担を高校生までから全村民に拡大し98万円を計上、消防団員の年報酬については国から示された基準へ引上げ523万円などの拡充。

また、県補助金を活用し水道施設台帳、検針システム導入等を行うための水道会計負担金1,000万円、公共施設へのスマートメーター設置費150万円を新たに計上し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

4の環境分野であります。 (1) 環境負荷の少ない持続可能社会の実現では、引き続き木の駅事業関連経費180万円、公共施設のLED化事業費457万円などを計上。

また、新たにまきストーブの設置補助40万円の創設などCO₂排出量削減に向けた取組を推進していきます。

(2) 美しい村の自然を生かした心地よい生活環境の実現では、観光地等魅力向上森林景観整備事業140万円を引き続き計上、道路沿線支障木除去業務、みんなで支える里山整備事業を300万円に拡充。

また、公共的不要看板撤去事業や美しい村づくり事業補助金などを引き続き計上するとともに、竹林整備のための補助金100万円を創設し、住民とともに美しい村づくりの取組を進めます。

5 産業・経済分野であります。 (1) 農林業の振興の農業関係では、農業担い手支援事業補助金について地区営農組織等に対する補助上限額を300万円に拡充し700万円を計上、安心・安全農業推進事業175万円や農業次世代人材投資事業2,175万円など各種補助金を引き続き計上し、担い手農家の育成確保と支援を行います。

また、新たに村単農地等耕作条件改善事業100万円を創設し、農地の保全を進めます。

ふるさと応援寄附金事業は、今年度の実績を踏まえて3,470万円に拡大。

農業観光交流事業は関連予算を集約して3,746万円を計上し、交流人口の拡大や観光を通じた農業振興を進めます。

(2) 商工業の振興では、新型コロナウイルス対策として国の交付金を活用し生活応援商品券事業 1,670 万円や観光クーポン券事業 110 万円を計上。

また、特別運転資金利子補給金 661 万円を増額計上し、商工事業者の支援を行います。

(3) 観光の振興では、陣馬形山頂避難小屋の厨房施設整備費 451 万円を計上し、施設利用環境の向上と観光地の魅力向上を図ります。

また、令和 3 年度に実施した地域経済循環分析を基に村の地域活性化計画（産業振興計画）の策定費 324 万円を新たに計上し、商工業、観光振興の取組を進めます。

農林水産業費、商工費の総額は 4 億 8,887 万円で、前年比 9.7%の増であります。

6 都市整備分野であります。 (1) 魅力ある地域づくりの推進では、道路維持管理費 4,597 万円、村道 5 路線の改良事業費 1 億 3,700 万円を計上し、生活基盤の整備を進めます。

住宅関係では、築 20 年が経過したアルプスハイツ中組の外壁塗装等改修工事費 4,910 万円を計上。

また、移転統合により廃止となる片桐駐在所の建物を移住促進住宅として整備する事業費 270 万円、既存の空き家等活用促進事業補助、お試し住宅運営事業、子育て世帯住宅取得支援補助、3 世代同居等住宅新增改築等支援事業等を併せて活用し、移住・定住施策の推進を図ります。

土木費は 4 億 7,012 万円で、前年比で 19.3%の増であります。

(2) 交通環境の整備では、NPO 法人に委託していた巡回バス事業を村直営とし、令和 4 年度内の公共交通体系の見直しを行います。

また、リニア中央新幹線関連事業として発土土を活用した土地改良事業計画策定費など 4,512 万円を計上しました。

7 行政経営分野であります。 (1) 住民が主役の地域づくりでは、引き続き地域づくり支援事業 50 万円を計上するとともに、地区集会施設及び周辺整備補助金 536 万円、コミュニティー助成事業 240 万円を計上し、地区の活動拠点施設の整備を進めます。

選挙費は、令和 4 年度に予定をされております村議会議員一般選挙・県知事選挙・参議院議員通常選挙費、合わせて 2,217 万円を計上しました。

(2) 持続可能な行財政運営では、統合型GIS構築事業費 793 万円を新たに計上し、庁内DX化事業費 1,124 万円と合わせて行政業務の効率化と情報共有、住民サービスの向上を図ります。

また、今後増大する公共施設の維持補修や更新費に備え公共施設等整備基金などの特定目的基金への積立てを行い、財政基盤の安定化を図ります。

歳出の性質別内訳及び村の財政状況につきましては、資料 5 ページから 6 ページに記載のとおりであります。

9 ページ以降に費目別予算額と前年度との比較の資料、22 ページ～23 ページに各分野に関連する事業及び予算額をまとめた資料がございますので、お目通しをいただ

きたいと思っております。

現在の村の財政状況はおおむね健全な状況にありますが、今般の新型コロナウイルス感染症対策と影響を受けている地域経済の回復、喫緊の課題である人口減少・少子高齢化対策やコロナ終息後の新しい時代に向けた各種施策の展開が求められており、また今後は自治体規模が縮小する予測の中、中長期的な視点に立ってより一層計画的な行財政運営が必要と考えております。

以上、この場での予算概要説明とさせていただきます、詳細につきましては予算特別委員会の席で各担当より御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

特別会計につきましては各担当課長から御説明をいたします。

○保健福祉課長

それでは、保健福祉課所管の 3 つの特別会計についてお願いいたします。

予算書及び予算案の概要の 14 ページ以降を併せて御覧ください。

まず、議案第 20 号 令和 4 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 4 億 6,200 万円と定めるものであります。前年度対比マイナス 1,400 万円、2.9%の減となりました。

歳入のうち国保税は 9,756 万円で、前年度対比 994 万円、11.3%の増を見込み、県支出金は保険給付費等交付金で 3 億 3,695 万円、前年度対比マイナス 1,201 万円、3.4%の減を見込みました。

繰入金は 2,332 万円で、前年度対比マイナス 1,032 万円、30.7%の減を見込んであります。

歳出のうち保険給付費は 3 億 2,762 万円で、対前年度比マイナス 1,177 万円、3.5%の減であります。

国民健康保険事業費納付金は 1 億 2,288 万円余りで、前年度対比マイナス 140 万円、1.1%の減を見込んでおります。

令和 4 年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞等により所得の減少がどの程度になるか、また受診控えによる医療費がどのように推移していくか見通せない状況ではありますが、国保は高齢者や所得が少ない人が加入しているケースが多く、できる限り加入者の負担増とならないよう適正な運営に努めてまいります。

続いて、議案第 21 号 令和 4 年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 6 億 5,800 万円と定めるものであります。前年度対比マイナス 2,100 万円、3.1%の減となりました。

歳入のうち介護保険料は 1 億 2,658 万円で、前年度とほぼ同額を見込みました。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、歳出の保険給付費の減少に伴い減額となっております。

歳出のうち保険給付費は、総合事業と介護サービスを適正に利用することで給付費

は6億660万円で、前年度対比2,772万円、4.4%の減と見込みました。

総合事業を含む地域支援事業費は4,211万円で、前年度対比569万円、15.6%の増であります。

令和4年度は第8期介護保険事業計画の2年度目であります。計画に沿って事業を運営していきます。

介護保険サービス事業に従事する方の処遇改善のため介護報酬の改定が予定されるなどありますが、介護保険事業が安定的に持続できるよう、また必要な方に必要なサービスが利用できるよう、適正な運営に努めてまいります。

次に、議案第22号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額を5,800万円と定めるものです。前年度対比マイナス100万円、1.7%の減となりました。

この制度における村の役割は、保険料の徴収と徴収した保険料を広域連合へ負担金として納入することが主なものであります。

歳入歳出とも後期高齢者医療広域連合から示された負担見込額を基に計上いたしました。

歳入のうち保険料は4,299万円、前年度対比マイナス323万円、7.0%の減を見込みました。

一般会計からの繰入金は保険基盤安定分と事務費分を合わせて1,499万円で、前年度対比223万円、17.5%の増を見込みました。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、5,722万円、前年度対比マイナス94万円、1.6%の減となっております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議案第23号 令和4年度中川村水道事業会計予算について提案説明いたします。

1ページ。

第2条 業務の予定量として給水件数1,820件、年間総配水量59万 m^3 、1日平均配水量1610 m^3 。

そして主な建設改良事業は、配水管布設替え工事、飯島町連絡管新設工事と決めました。

第3条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を1億3,200万円、支出の総額を1億2,300万円とするものであります。

次ページを御覧ください。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、資本的収入の総額を2,531万円、支出の総額を1億2,600万円と見込みます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1,588万8,000円を定めるものであります。

3ページ以降は法令に定める予算に関する説明書ですので、御覧ください。

続きまして、議案第24号 令和4年度中川村下水道事業会計予算について提案説

明いたします。

第2条 業務の予定量として排水件数1,400件、年間総処理水量35万 m^3 、1日平均処理水量960 m^3 。

そして、主な建設改良費をマンホールポンプ更新、太陽光発電施設設置等と決めました。

第3条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の増額を2億9,100万円、支出の総額を2億8,800万円とするものです。

次ページを御覧ください。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、資本的収入の増額を1億1,790万円、支出の総額を2億3,300万円と見込みます。

第5条は企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

3ページを御覧ください。

第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費457万円を定めるものです。

次ページ以降は法令に定める予算に関する説明書でありますので、御覧ください。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第19号から議案第24号までの6議案については、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第24号までの6議案については、9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

御苦労さまでございました。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時45分 散会]

○環境水道室長